

(参考訳)

正文は英文とします。



国際スワップ・デリバティブズ協会

国際スワップ・デリバティブズ協会により 2016年8月16日に公表された

ISDA 2016年 変動証拠金プロトコルに関する質問書

国際スワップ・デリバティブズ協会

2016年8月16日付

ISDA 2016年変動証拠金プロトコルに関する質問書

説明： 国際スワップ・デリバティブズ協会が2016年8月16日に公表したISDA 2016年変動証拠金プロトコル（「プロトコル」）の批准当事者は、以下のために、本質問書を記入し、他の批准当事者に交付することができます。(i)プロトコル対象契約を修正すること、(ii)複製CSAを締結し、当該複製CSAを修正すること、(iii)新CSAを締結すること、およびまたは、(iv)プロトコル・マスター契約および関連する新CSAを締結すること。以下、本質問書を記入する批准当事者を「**交付当事者 (Delivering Party)**」といい、本質問書の交付を受ける批准当事者を「**受領当事者 (Receiving Party)**」といいます。

本質問書は、プロトコルの条項に従い、PCA本人が自らのために、または、PCA代理人が、一または複数のPCA本人の代理人として作成または交付することができます。既存のプロトコル対象契約がもともとPCA本人のためにPCA代理人が締結したものである場合、当該プロトコル対象契約については、(PCA本人ではなく)当該PCA代理人のみが交付当事者または受領当事者となることができます。

PCA本人が自らのために本質問書を作成し、交付する場合、PCA本人は、第1部で自らの情報を提供してください。

PCA代理人が、自己以外のPCA本人の代理人として本質問書を作成し、交付する場合、PCA代理人は、第1部においてPCA本人の情報を提供するか、PCA代理人が、複数のPCA本人の代理人として本質問書を作成し、交付する場合は、代わりに、PCA本人回答表の列1および列2において当該各PCA本人の情報を提供することができます。

本質問書は、複数のPCA本人の代理人としてのPCA代理人により作成される場合、PCA本人回答表の列1に列挙された個別のPCA本人に関する各質問書として取り扱われます。PCA代理人は、複数のPCA本人または別々のPCA本人グループのために別々の質問書に記入することができます。

本質問書が適用されるPCA本人は、本質問書の第2部で記載されているとおりに決定されます。交換された質問書は、プロトコル第4条に定める該当する条件が充足された場合にのみ、「合致した質問書」とみなされます。

プロトコルに基づきプロトコル第4条の条件を充足する質問書を交換することは、プロトコル対象契約の修正、複製CSAの締結およびそれらの複製CSAの修正、新CSAの締結、およびまたは、プロトコル・マスター契約および該当する新CSAの締結を申込み、

承諾する唯一の方法です。交換を行う当事者は、全ての適用のある条件が充足されるまでは、その質問書を変更し、再交付することができます。質問書を作成、交換し、交換された質問書が合致した質問書を構成するための条件が充足された場合、交換当事者は、関連する PCA 本人のために、プロトコル対象契約の修正、複製 CSA の締結およびそれらの複製 CSA の修正、新 CSA の締結、およびまたは、プロトコル・マスター契約および関連する新 CSA の締結の申込および承諾を行ったものとみなされます。

質問への回答は、(i)本質問書のフォームに、直接、その適否に応じてボックスをチェックし、または情報を適切に記入する方法、または、(ii)PCA 本人回答表およびまたは受領 PCA 本人指定付属書類に、同一の情報を適宜記入して行う方法により行うことができます。

本質問書の説明は、情報提供のためおよび便宜上のものであり、プロトコルまたは関連書類に関する貴社の判断に関連する全ての問題に関する指針あるいは説明と考えるべきではありません。プロトコルに関連する判断にあたっては、当事者は、適切と考える弁護士その他の専門家に相談してください。ISDA は、ISDA ドキュメンテーションまたはその他の書類の利用について何らの責任も負いません。本質問書における説明とプロトコルの規定との間に矛盾がある場合、後者が優先します。

定義

本質問書において使用される定義のない用語は、2016年8月16日に国際スワップ・デリバティブズ協会が公表した ISDA 2016 年変動証拠金プロトコルにおいて当該用語に付与された意味を有します。本質問書において言及される以下の用語は、以下の意味を有します。

「**代替 MTA (Alternative MTA)**」とは、本質問書の第 11 部質問 4 において付与された意味を有します。

「**修正方式 (Amend Method)**」とは、本質問書の第 4 部において付与された意味を有します。

「**担保物拡大条件 (Collateral Expansion Condition)**」とは、本質問書の第 12 部の質問 1 において付与された意味を有します。

「**デフォルト MTA (Default MTA)**」とは、本質問書の第 11 部の質問 4 において付与された意味を有します。

「**事業体識別子 (Entity Identifier)**」とは、取引主体識別コード (LEI) その他の許容可能な識別コードを意味します。

「**ロンドン営業日 (London Business Day)**」とは、プロトコル別紙 En-NEW において付与された意味を有します。

「**新 CSA 方式 (New CSA Method)**」とは、本質問書の第 4 部において付与された意味を有します。

「**ニューヨーク営業日 (New York Business Day)**」とは、プロトコル別紙 NY-AMEND において付与された意味を有します。

「**PCA 本人回答表 (PCA Principal Answer Sheet)**」とは、本質問書の付属書類 A の様式と実質的に同一の様式のスプレッドシートを意味します。

「**受領 PCA 本人指定付属書類 (Recipient PCA Principal Annex)**」とは、交付当事者が、本質問書の適用がある受領当事者である PCA 本人を指定することができる PCA 本人回答表の付属書類を意味します。

「**複製および修正方式 (Replicate-and-Amend Method)**」とは、本質問書の第 4 部において付与された意味を有します。

第1部 PCA 本人情報

本質問書が単独の PCA 本人のために作成され、交付される場合、第1部において、PCA 本人の正式名称および事業体識別子を以下に記入してください。PCA 代理人が、複数の PCA 本人の代理人として本質問書を作成し、交付する場合、PCA 代理人は、PCA 本人回答表の列1 および列2に、各 PCA 本人の正式名称および事業体識別子を列挙してください。

交付 PCA 本人の正式名称: _____

事業体識別子: _____

第2部 指定された PCA 本人の PCA 代理人に対する交付

第2部または受領 PCA 本人指定付属書類は、本質問書の適用がある受領当事者の PCA 本人を指定するために、交付当事者が記入することができます。第2部および受領 PCA 本人指定付属書類が空欄の場合、本質問書の交付は、受領当事者が代理人として交付当事者との間でプロトコル対象契約を締結した各 PCA 本人に対して交付されたものとみなされます。第2部または受領 PCA 本人指定付属書類において、受領当事者に関する一または複数の PCA 本人につき正式名称および事業体識別子が列挙されている場合、本質問書の交付は、当該列挙された PCA 本人に対してのみ行われたものとみなされます。PCA 本人に関して、交付当事者と受領当事者との間において既存のプロトコル対象契約が存在しない場合、交付当事者および受領当事者は、それぞれ、本質問書の適用がある（すなわち、本質問書第3部に定めるプロトコル・マスター契約を締結し、当該プロトコル・マスター契約に関してその他の選択を行う）各 PCA 本人を指定してください

受領 PCA 本人の正式名称: _____

事業体識別子: _____

第3部：既存のプロトコル対象契約の利用、または、ISDA 2016年変動証拠金プロトコル・マスター契約の締結

プロトコルでは、批准当事者が特定の変動証拠金規制を対象とした担保条件に合意するために、既存のプロトコル対象契約に関連して（既存のプロトコル対象契約の修正、または、当該プロトコル対象契約に関する複製 CSA または新 CSA の設定のいずれかの方法により）、または、新たに設定した「プロトコル・マスター契約」（以下に定義されます。）の下で、かかる条件を定めることができます。

第3部の質問1または PCA 本人回答表の列3は、交付当事者が、プロトコルに定める一または複数の既存のプロトコル対象契約に関連する新たな条件に合意するための3つの「方式」のうちいずれか一つを利用することを希望するか、または、その代わりに、新規のプロトコル・マ

スター契約を設定するかを示すために、回答してください。交付当事者が（プロトコル・マスター契約の締結ではなく）既存のプロトコル対象契約の利用を希望する場合、当該当事者は、第3部の質問1に「はい」と回答し、第3部の残りの質問は飛ばしてください。交付当事者が、当該 PCA 本人について受領当事者との間で「プロトコル・マスター契約」の締結を希望する場合、当該当事者は第3部の質問1に「いいえ」と回答し、第3部の残りの質問に回答してください。

留意点：プロトコルの規定の下では、一方の交換当事者が質問1に「はい」と回答し、他方の交換当事者が「いいえ」と回答するか無回答である場合、当該当事者間で交換された質問書は「合致した質問書」とみなされず、両当事者は、プロトコルの規定を反映するために、かかる質問書を修正し、相互に再交付してください。質問1に無回答である場合、当該質問に対して「いいえ」と回答をしたものとみなされます。

1. 既存のプロトコル対象契約の利用

本質問に回答する際には、下記のボックスをチェックするか、PCA 本人回答表の列3に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、本質問書の交付にかかる PCA 本人双方の間の既存のプロトコル対象契約を利用し、新しい条項の設定を希望していることを示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、交付当事者が、本質問書の交付にかかる PCA 本人双方の間でプロトコル・マスター契約（および関連する新 CSA）の締結を希望する旨を示すこととなります。

留意点：プロトコルの第4条に基づき、交付当事者双方が、各 PCA 本人のために本質問に対して「はい」と回答するか、または、双方が、第3部の質問2においてプロトコル・マスター契約に関して合致した準拠法を選択することが、合致した質問書が成立するための条件となります。

既存のプロトコル・マスター契約を利用しますか？

- はい
- いいえ

2. プロトコル・マスター契約を締結することの合意

プロトコルの第6条により、批准当事者が、特定のスケジュールと新 CSA の様式を含む 2002 年版 ISDA マスター契約で構成されるプロトコル・マスター契約の締結を選択することができます。新 CSA の様式は、交換当事者が選択するプロトコル・マスター契約の準拠法に基づき、プロトコルの下で決定されます（プロトコル第6条(ii)項参照）。下記のボックスをチェックすることで、交付当事者は、該当する PCA 本人について、受領当事者との間でその選択により指定した準拠法のプロトコル・マスター契約を締結することを選択します。

留意点：プロトコル・マスター契約は、交付当事者と受領当事者の双方が合致した質問書において同一の選択をした場合のみ、プロトコルの下で設定されることとなります。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列4に記入してください。下記の選択をした場合、交付当事者は、受領当事者との間で、該当する PCA 本人について、選択した準拠法に準拠し、かつ解釈されるプロトコル・マスター契約の締結を希望することを示します。本問に無回答である場合、交付当事者が、プロトコル・マスター契約の締結を希望しない旨を示すこととなります。本問について、複数のボックスを選択することはできません。

下記の法令に準拠するプロトコル・マスター契約を締結します。

- ニューヨーク州法
- 英国法
- 日本法

3.プロトコル・マスター契約のための通知先

交付当事者が、前の質問でプロトコル・マスター契約を締結することを選択した場合、当該プロトコル・マスター契約に関する、交付 PCA 本人の通知先を下記に記入してください。

名称: _____

住所: _____

電話 _____

ファックス: _____

電子メール: _____

電子メッセージ・システムの詳細: _____

特別の指示: _____

第4部：方式の選択

第4部は、第3部の質問1において「既存のプロトコル対象契約を利用しますか？」との問いに「はい」と回答した交付当事者が回答してください。第3部の質問1について「いいえ」と回答したか無回答である交付当事者は、記入する必要がありません。

プロトコルは、批准当事者に対して、証拠金規制に対応する担保契約書類の作成のために様々な「方式」を提供しています。交付当事者が、第3部において、該当する PCA 本人に関して、交付当事者と受領当事者との間で一または複数の既存のプロトコル対象契約の活用を希望する旨を示した場合、当該当事者は、プロトコルに基づく担保契約を作成するために利用を希望する「方式」を選択してください。交付当事者と受領当事者がそれぞれプロトコル・マスター契

約の締結を希望する旨を示した場合(第3部を参照)、プロトコル第4条では、関連する CSA の「交換方式」が「新 CSA 方式」であることと、第4部におけるいかなる選択も効力がないことが明記されています。

下記の一または複数のボックスを選択することにより、交付当事者は、交付 PCA 本人のために、既存のプロトコル対象契約について、(i)既存の対象 CSA を修正すること(「修正方式」)、(ii)既存の対象 CSA を複製し、その結果としての複製 CSA を修正すること(「複製および修正方式」)、およびまたは、(iii)一または複数の新 CSA を締結すること(「新 CSA 方式」)を選択します。交付当事者および該当する PCA 本人は複数の方式を選択することができますが、適用される合意方式は一つのみです。合致した当事者双方および各 PCA 本人に適用のある合意方式は、プロトコル第4条に基づき決定されます。

各交付当事者は、複数の方式を選択することができます(三つの方式全てを選択することも可能)。**留意点**：プロトコルの条項に基づき、両当事者がプロトコル・マスター契約を締結しない場合、(i)交換方式を決定するために、交換当事者の双方が交換質問書において少なくとも一つの同一の方式を選択し、(ii)交換当事者の双方が複数の同一の方式を選択した場合、プロトコルは、適用される方式を決定するために、選択された方式の優先順位を定めており(修正方式>複製および修正方式>新 CSA 方式)、また、(iii)交換質問書において少なくとも一つの同一の方式を双方が選択しなかった場合、交換当事者の双方は、本条件が充足されるまで、選択した方式を変更し、相互に質問書を再交付することができます。

本質問に回答するには、下記の一または複数のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列6に記入してください。

どの方式を希望しますか？

- 修正方式
- 複製および修正方式
- 新 CSA 方式

第5部：対象となる証拠金規制の選択

第5部は、全ての交付当事者が回答してください。

プロトコルは、様々な対象証拠金規制およびその組合せに対応するための多くの規定を含みます。適用される特定の条項は、いずれかの合致当事者が選択する対象証拠金規制の組合せにより決定されます。プロトコルの第4条および第5条を参照してください。

以下では、該当する PCA 本人について受領当事者との間で適用される契約条項を決定するために使用を希望する、各対象証拠金規制を選択してください。プロトコルでは、適用ある条項を決定するためにいずれかの合致当事者が選択する対象証拠金規制の全ての組合せが考慮され、交付当事者の PCA 本人が受領当事者の PCA 本人と取引を行う際に適用される対象証拠金規制のみを、各交付当事者が選択するように設計されています。本質問に回答する交付当事者は、自己の判断に基づき、受領当事者または受領当事者の PCA 本人に適用され得る対象証拠金規制を選択しないでください(その場合、過度に制約的な結果となる可能性があります)。

本質問は、各 PCA 本人あるいは各 PCA 本人の代理人が、回答してください。このフォームに記入する各交付当事者は、交付 PCA 当事者に関して合致当事者との間の契約書類で遵守することを希望する全ての対象証拠金規制を選択してください。交付当事者の PCA 本人が、受領当事者の PCA 本人と取引する際、いずれの対象証拠金規制についても直接の規制対象ではない場合、当該当事者は「上記のいずれでもない。」を選択してください。

本質問に回答する際には、下記の一または複数のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 7 に記入してください。**留意点**：プロトコル第 4 条に基づき、「交換方式」が新 CSA 方式であり、両当事者が第 6 部（規制非対応 CSA を選択しますか?）で「はい」と回答しない限り、少なくとも一方の交換当事者が少なくとも一つの対象証拠金規制を選択することが、合致した質問書が成立するための条件となります。

どの対象証拠金規制が適用されますか？

- 米国 CFTC 証拠金規制
- 日本証拠金規制
- カナダ OSFI 証拠金規制
- 米国 PR 証拠金規制
- 上記のいずれでもない。

第 6 部: 規制非対応 CSA の選択

第 6 部は、第 4 部（方式の選択）で「新 CSA 方式」と回答したか、第 3 部の回答としてプロトコル・マスター契約の締結を選択したことにより「新 CSA」が適用となる交付当事者のみ回答してください。いずれの場合も、本質問は、上記の第 5 部（対象証拠金規制）において、「上記のいずれでもない。」を選択した場合にも回答してください。

プロトコルは、交換当事者のいずれも交換質問書で対象証拠金規制を選択しなかった場合であっても、両当事者は合致当事者となることができるとし、それらの当事者がその交換質問書において双方とも「規制非対応 CSA」を選択した場合、その交付 PCA 本人について新 CSA（プロトコル・マスター契約の一部である場合を含みます。）を締結することができると規定しています。新 CSA は、「規制非対応 CSA」が選択された場合について、一般的に適用され得る証拠金規制遵守のための規定を定めています。**留意点**：いずれの交換当事者も対象証拠金規制を選択しなかった場合、交換当事者の双方が「規制非対応 CSA」を選択しない限り、交換質問書は、プロトコルにおいて「合致した質問書」とはみなされません。

本質問に回答するには、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 8 に記入してください。「はい」と回答した場合、交換当事者のいずれも対象証拠金規制を選択しない場合においても、該当する交付 PCA 本人について交付当事者が新 CSA の締結を希望する旨を示します。「いいえ」と回答し（または無回答とし）、交換当事者のいずれも対象証拠金規制を選択していない場合、該当する交付 PCA 本人について、PCA 本人が新 CSA の締結を希望しない旨を示すこととなります。

規制非対応 CSA を選択しますか？

- はい
- いいえ

第 7 部 通知時間の選択 - 全ての合意された方式（すなわち、修正方式、複製および修正方式、ならびに新 CSA 方式）

第 7 部または PCA 本人回答表の列 9 および列 10 は、一または複数の PCA 本人のために交付当事者が回答してください。

1. 通知時間 - ニューヨーク州法 CSA

修正方式、または、複製および修正方式（別紙 NY-AMEND）により修正されたニューヨーク州法版の対象 CSA または複製 CSA については、該当する CSA における「通知時間」は、(i)両当事者間で予め合意した時間と、(ii)両当事者間で予め合意したタイム・ゾーンにおける午前 10 時のいずれか早い方を意味します。但し、両当事者が、合致した質問書で本質問の回答として同一の代替通知時間を選択した場合は、当該時間が通知時間となります。

ニューヨーク州法版の新 CSA(別紙 NY-NEW)については、該当する CSA における「通知時間」は、合致当事者の双方が、合致した質問書で本質問の回答として同一の代替通知時間を選択した場合を除き、ニューヨーク時間の午前 10 時を意味します。

留意点：合致当事者の双方がその合致した質問書で該当する代替時間を選択した場合にのみ、通知時間に関する既定の取り扱いが変更されます。

本質問に回答する際には、下記のうち一つ（そして一つのみ）のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 9 に記入してください。時間を指定した場合、交付当事者が、該当する PCA 本人について当該時間を通知時間とすることを希望する旨を示します。「デフォルト時間」を指定するか無回答である場合、交付当事者が、該当する別紙で通知時間について既定の取り扱いの利用を希望する旨を示すこととなります。

どの通知時間を選択しますか？

- ニューヨーク時間午後 1 時
- ロンドン時間正午
- シドニー時間午後 1 時
- 香港時間午後 1 時
- デフォルト時間

2. 通知時間 - 英国法 CSA

修正方式、または、複製および修正方式（別紙 En-AMEND）により修正された英国法版の対象 CSA または複製 CSA については、当該する CSA における「通知時間」は、(i)両当事者間で予め合意した時間と、(ii)両当事者間で予め合意した

タイム・ゾーンにおける正午のうちいずれか早い方を意味します。但し、両当事者が、合致した質問書で本質問の回答として同一の代替通知時間を選択した場合は、当該時間が通知時間となります。

英国法版の新 CSA(別紙 En-NEW)については、該当する CSA における「通知時間」は、合致当事者の双方が、合致した質問書で本質問の回答として同一の代替通知時間を選択した場合を除き、ロンドン時間の正午を意味します。

留意点：合致当事者の双方がその合致した質問書において該当する代替時間を選択した場合にのみ、通知時間に関する既定の取り扱いが変更となります。さらに、交換方式が新 CSA 方式であり、一方の交換当事者がロンドン時間午後 1 時を選択し、他方当事者が当該時間を選択しなかった場合、交換質問書はプロトコルにおいて合致した質問書とみなされず、両当事者は、当該質問書を修正し、プロトコルの規定を反映するために相互に再交付してください。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 10 に記入してください。代替時間を指定した場合、交付当事者が、該当する PCA 本人について当該時間を通知時間とすることを希望する旨を示します。「デフォルト時間」を指定するか無回答である場合、交付当事者が、該当する別紙で通知時間について既定の取り扱いの利用を希望する旨を示すこととなります。

どの英国法 CSA 通知時間を代替として選択しますか？

- ロンドン時間午前 10 時
- ロンドン時間午後 1 時
- ニューヨーク時間午前 10 時
- シドニー時間午後 1 時
- 香港時間午後 1 時
- デフォルト時間

第 8 部 修正の効力発生日 - 修正方式のみ

第 8 部または PCA 本人回答表の列 11 は、第 5 部で一または複数の PCA 本人の代理人として修正方式の利用を選択した交付当事者が回答してください。第 8 部はその他の方式のみの利用を選択した交付当事者は回答する必要はありません。

プロトコルでは、修正方式を通じて行われた対象 CSA の修正は、通常、最も早く到来する「当該遵守日 (VM)」(該当するプロトコル別紙に定義)に有効となり、合致当事者の双方がその合致した質問書で実施日の 5 ニューヨーク営業日後 (別紙 NY-AMEND または別紙 J-AMEND の場合) または 5 ロンドン営業日後 (別紙 En-AMEND の場合) (または、両当事者が合意し得るその他の日) を効力発生日として選択した場合を除くものとしています。

留意点：修正方式において修正が効力を生じる既定の時期は、合致当事者の双方がその合致した質問書でかかる選択を行った場合にのみ、上述の代替のタイミングに変更します。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 11 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する交付 PCA 本人に関して修正方式による修正の効力発生日を、最も早く到来する当該遵守日 (VM) ではなく、(i)最も早く到来する当該遵守日 (VM) と、(ii)実施日 (または両当事者が合意し得るその他の日) の 5 ニューヨーク営業日後 (別紙 NY-AMEND または別紙 J-AMEND の場合) または 5 ロンドン営業日後 (別紙 En-AMEND の場合) のいずれか早く到来する日とすることを希望する旨を示します。

「いいえ」と回答するか無回答である場合、修正方式による修正が最も早く到来する当該遵守日 (VM) に効力を生じることを意味します。**留意点**：合致した質問書が、最も早く到来する当該遵守日 (VM) よりも後の日に交換された場合、修正方式による修正の効力は、合致した質問書が二回目に交付された日に生じるものとします。

修正方式を早期に実施しますか？

- はい
- いいえ

第 9 部 独立担保額の選択 — 修正方式ならびに複製および修正方式のみ

第 9 部または PCA 本人回答表の列 12 は、第 4 部で一または複数の PCA 本人を代理して、修正方式、または、複製および修正方式の利用を選択した交付当事者が回答してください。新 CSA 方式のみを利用することを選択した交付当事者は回答する必要はありません。

修正方式、ならびに、複製および修正方式では、該当する対象 CSA または複製 CSA における「独立担保額」の定義は、通常、当該 CSA の選択事項の条項において、当事者について指定された金額となります。但し、修正方式、ならびに、複製および修正方式は、合致当事者がプロトコルを通じて該当する CSA の独立担保額をゼロと定めることに合意する選択肢も定めています。**留意点**：独立担保額をゼロと定めるためには、合致当事者の双方がその合致した質問書で独立担保額をゼロと選択してください。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 12 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する CSA において「独立担保額」をゼロと定義することを希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、「独立担保額」の定義を上述のとおりとすることになります。

独立担保額をゼロとしますか？

- はい
- いいえ

第 10 部：規制対象商品範囲の拡大の選択 — 複製および修正方式、ならびに新 CSA

第 10 部または PCA 本人回答表の列 13 は、第 3 部でプロトコル・マスター契約を締結することを選択したか、第 4 部で一または複数の PCA 本人を代理して「複製および修正方式」または「新 CSA 方式」の利用を選択した交付当事者が回答してください。

複製 CSA および新 CSA について、プロトコルでは、合致当事者の双方がその合致した質問書で「規制対象商品範囲を拡大しますか？」という質問に「はい」と回答し、当該遵守日 (VM) 以降に締結された全ての取引（「除外 FX スポット取引」を除きます。）を含むよう規制対象範囲を拡大した場合を除き、「対象取引」の範囲は、いずれかの合致当事者が選択した対象証拠金規制における証拠金規制を遵守するための対象マスター契約に基づく「取引」に限定されることを定めています。

下記で「はい」と回答した場合、交付当事者は、該当する複製 CSA および新 CSA について「対象取引」の範囲を広げることを選択をします。**留意点：**「対象取引」の既定の定義は、合致当事者の双方が、その合致した質問書で「規制対象商品範囲の拡大」を選択した場合にのみ、広範な定義に変更されます。

本質問に回答する際には、下記の「はい」にチェックするか、PCA 本人回答表の列 13 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、複製 CSA および新 CSA における対象取引の定義を、当該遵守日 (VM) 以降に、合致当事者が該当する PCA 本人を代理して締結する全ての取引（「除外 FX スポット取引」を除きます。）を含むように広げることを選択する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、「対象取引」の定義は当該複製 CSA および新 CSA の規定から変更しないこととなります。

規制対象商品範囲の拡大を選択しますか？

- はい
- いいえ

第 11 部 選択事項 — 新 CSA のみ

第 11 部または PCA 本人回答表の列 14 から列 27 は、第 3 部でプロトコル・マスター契約を締結することを選択したか、第 4 部で一または複数の交付 PCA 本人を代理して「新 CSA 方式」の利用を選択した交付当事者が回答してください。第 11 部は、その他の者は回答する必要はありません。

プロトコルは、新 CSA を締結する合致当事者が、かかる新 CSA において一定の任意条項を追加的に合意し、また必要な情報を含めることを可能にします。第 11 部の質問への各合致当事者の回答は、新 CSA に含まれる任意の条項および情報を決定します。

1. 代替基準通貨の選択

新 CSA においては、既定の基準通貨は、対象マスター契約の終了通貨（両当事者の終了通貨が同一の「主要通貨」であり、それが裁量を認めないものである場合）、または、新 CSA の様式に適合する通貨（例：別紙 NY-NEW については米ドル）です。但し、各合致当事者が、その合致した質問書で基準通貨を米ドル、ユーロ、英国ポンド、または日本円と指定した場合は除きます。

留意点： プロトコルの条項の下では、合致当事者の双方が、その合致した質問書で同一の唯一の（複数でない）基準通貨を選択しない限り、既定の基準通貨が適用されます。

本質問で通貨を選択することで、交付当事者は、該当する新 CSA において、既定の基準通貨ではなく、当該通貨を基準通貨として希望することを示します。本質問への回答として、複数の通貨を選択することはできません。

本質問に回答する（すなわち、既定の基準通貨に代わる通貨を指定する）際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 14 に記入してください。「ユーロ基準通貨」、「英国ポンド基準通貨」、「日本円基準通貨」、または「米ドル基準通貨」を指定した場合、交付当事者が、当該通貨を該当する新 CSA の基準通貨に選択する旨を示します。本質問に無回答である場合、基準通貨をプロトコルの該当する別紙に規定されたとおりとすることになります。

どの基準通貨を選択しますか？

- ユーロ基準通貨
- 英国ポンド基準通貨
- 日本円基準通貨
- 米ドル基準通貨

2. 適格通貨

新 CSA では、適格担保（VM）として引渡すことができる適格通貨は、基準通貨建ての現金であると指定されています。交付当事者は、下記の一または複数のボックスをチェックすることにより、追加的な通貨を適格通貨として指定することができます。合致当事者の双方がその合致した質問書で、下記に列挙された一または複数の同一の通貨を追加することを希望する場合、かかる各通貨は、「担保物拡大条件」も充足する場合（第 12 部質問 1 を参照）には、追加的な適格通貨を構成します。

留意点： 合致当事者の双方がその合致した質問書で選択した通貨のみが、追加的な適格通貨として加えられます。

本質問に回答する際には、下記の該当するボックス（もしあれば）にチェックするか、PCA 本人回答表の列 15 に記入することにより、交付当事者が、該当する新 CSA において追加的な適格通貨として希望する各通貨を示してください。

どの適格通貨を追加しますか？

- 米ドル (USD)
- カナダ・ドル (CAD)
- ユーロ (EUR)
- 英国ポンド (GBP)
- 日本円 (JPY)
- スイス・フラン (CHF)
- ニュージーランド・ドル (NZD)
- オーストラリア・ドル (AUD)
- スウェーデン・クローナ (SEK)
- デンマーク・クローネ (DKK)
- ノルウェー・クローネ (NOK)

3.適格公的債務

新 CSA では、合致当事者の双方が、その合致した質問書を通じて、公的債務の追加を選択した場合、当該公的債務を適格担保物 (VM) (別紙 NY-NEW または別紙 J-NEW の場合) または適格担保 (VM) (別紙 En-NEW の場合) として追加することができます。交付当事者は、下記の一または複数のボックスをチェックすることで、適格担保物 (VM) (別紙 NY-NEW または別紙 J-NEW の場合) または適格担保 (VM) (別紙 En-NEW の場合) として追加を希望する公的債務の種類を指定することができます。合致当事者の双方が、その合致した質問書で、下記の一または複数の同一の種類公的債務を追加することを希望する旨を示す場合、当該各種類の公的債務は、適格担保物 (VM) (別紙 NY-NEW または別紙 J-NEW の場合) または適格担保 (VM) (別紙 En-NEW の場合) となります。但し、「担保物拡大条件」も充足していることが必要となります (下記第 12 部質問 1 を参照)。

留意点： 公的債券の種類は、合致当事者の双方が当該公的債務の種類をその合致した質問書で選択した場合にのみ、適格担保物 (VM) (別紙 NY-NEW または別紙 J-NEW の場合) または適格担保 (VM) (別紙 En-NEW の場合) として追加されます。

本質問に回答する際には、下記の該当するボックス (もしあれば) にチェックするか、PCA 本人回答表の列 16 に記入することにより、交付当事者が、該当する新 CSA で、適格担保物 (VM) (別紙 NY-NEW または別紙 J-NEW の場合) または適格担保 (VM) (別紙 En-NEW の場合) として希望する公的債務の種類を示してください。

どの公的債務担保物を適格としますか？

- 米国債 (UST)
- 欧州中央銀行債務 (ECB)
- 英国債 (UKT)
- フランス国債 (OAT)
- ドイツ国債 (BUND)

- カナダ国債 (CB)
- 日本国債 (JGB)
- オーストラリア国債 (AUT)

4. 代替 MTA の選択

新 CSA では、最低引渡担保額 (MTA) は、合致当事者がその合致した質問書で、それぞれ同一の代替最低引渡担保額 (「代替 MTA」) を選択していない限り、250,000 米ドル、または基準通貨建のおおよその相当額 (「デフォルト MTA」) です。

交付当事者は、下記のボックスの一つをチェックすることで、代替最低引渡担保額を指定することができます。「ゼロ MTA」、「50MTA」、「100MTA」または「400MTA」の横のボックスをチェックすることで、交付当事者は、該当する新 CSA 別紙で選択した表題の列に指定された米ドルの金額におおよそ対応した当該基準通貨での相当額を最低引渡担保額として希望する旨を示します。例えば、交付当事者が「50MTA」を選択し、該当する新 CSA の基準通貨がカナダ・ドルの場合、交付当事者は該当する新 CSA の最低引渡担保額を 65,000 カナダ・ドルとして希望する旨を示します。

留意点：交付当事者と受領当事者のいずれも代替 MTA に関する下記のボックスにチェックしなかった場合、該当する交付 PCA 本人に関連する新 CSA において、既定の金額 (250,000 米ドルまたは基準通貨の相当額) が適用されます。交付当事者が下記のボックスの一つをチェックすることで代替 MTA を指定した場合、当該指定された代替 MTA は、交付当事者と受領当事者の双方がその合致した質問書で同一の選択をした場合にのみ適用されます。(i) 交付当事者と受領当事者の双方が新 CSA 方式、またはプロトコル・マスター契約を選択し、かつ、(ii) いずれかの当事者がその交換質問書で代替最低担保金額を選択したものの、(iii) 両当事者がその交換質問書で同一の代替 MTA の選択を行わなかった場合、当該質問書は、プロトコルに基づく「合致した質問書」とみなされません。

本質問に回答する際には (すなわち、代替 MTA を指定するには)、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 17 に記入してください。本質問への回答として、複数のボックスを選択することはできません。選択を行うことにより、交付当事者は、該当する新 CSA において「最低引渡担保額」が当該金額であることを選択した旨を示します。

本質問に無回答であるか「デフォルト MTA」を選択した場合、交付当事者は、該当する新 CSA において「最低引渡担保額」をデフォルト MTA に希望する旨を示したことになります。

代替 MTA をどのように指定しますか?

- ゼロ MTA
- 50MTA

- 100MTA
- 400MTA
- デフォルト MTA

5. 既存取引の遡及適用

本質問は、交付当事者が第 10 部の規制対象商品範囲の拡大の質問に対して「はい」と回答した場合にのみ回答してください。

新 CSA では、両当事者は、「対象取引」には最も早く到来する当該遵守日 (VM) の前に締結された既存取引を含む、関連プロトコル対象契約に基づく全ての取引を意味すると定めることができます。**留意点**：当該選択は、合致当事者の双方が、その合致した質問書で「規制対象商品範囲の拡大」および「既存取引の遡及適用」を選択した場合にのみ適用されます。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 18 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA が該当するプロトコル対象契約に基づく全ての取引を対象とすることを希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、交付当事者が、該当する新 CSA が全ての取引を対象とすることを希望しない旨を示すこととなります。

既存取引を遡及適用しますか？

- はい
- いいえ

6. 既存取引の早期遡及適用

新 CSA では、両当事者が当該新 CSA において既存取引を遡及適用することを選択した場合、当該遡及適用は「遡及適用日」に効力を生じ、当該日以降は、新 CSA の条件が該当するプロトコル対象契約に基づく全ての取引に適用されると規定されています。この場合、「遡及適用日」は、両当事者が下記で早期遡及適用を選択しない限り、最も早く到来する当該遵守日 (VM) となります。

留意点：新 CSA 方式の下で既存取引を遡及適用する場合の既定の遡及適用日は、合致当事者の双方がその合致した質問書で代替日を選択した場合にのみ、当該代替日に変更されます。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 19 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA に関する遡及適用日を、(i)最も早く到来する当該遵守日 (VM) と、(ii)実施日 (または両当事者が合意し得るその他の日) の 5 ニューヨーク営業日後 (別紙 NY-AMEND または別紙 J-AMEND の場合) または 5 ロンドン営業日後 (別紙 En-AMEND の場合) のいずれか早く到来する日とすることを希望する旨

を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、遡及適用日が最も早く到来する当該遵守日（VM）であることを意味します。**留意点**：合致した質問書が、最も早く到来する当該遵守日（VM）よりも後の日に交換される場合、遡及適用日は、合致した質問書が二回目に交付された日となります。

新CSA 方式において早期遡及適用を選択しますか？

- はい
- いいえ

7. 評価代理人

新CSAでは、「評価代理人」とは、（差入担保額および返還担保額に関する）請求を行う当事者、または（配当物および利息金額（VM）に関する）担保権者、権利者または譲受人のいずれかであると定義されます。但し、(i)一方の合致当事者がその合致した質問書で自ら評価代理人となる意向を表明し、かつ、(ii)他方の合致当事者がその合致した質問書で当該相手方が評価代理人となることを要請した場合を除きます。

留意点：評価代理人に関する既定の指定は、一方の合致当事者がその合致した質問書で評価代理人となる意向を表明し、かつ、他方の合致当事者がその合致した質問書で当該相手方が評価代理人となることを要請した場合には、両当事者の一方を常に評価代理人とするという条件に変更されます。

本質問に回答する際には、下記のボックスの一つ（そして一つのみ）にチェックするか、PCA 本人回答表の列 20 に記入してください。「唯一の評価代理人となる旨の申し出」と指定した場合、交付PCA 本人が該当する新CSA において唯一の評価代理人となることを希望する旨を示します。「他方当事者が唯一の評価代理人となることの要請」と指定した場合、交付当事者が、受領当事者のPCA 本人が当該新CSA において唯一の評価代理人となることを要請する旨を示します。「評価代理人」に関する既定の指定を維持することを希望する当事者は、下記のいずれのボックスも選択しないでください。

いずれかの当事者を唯一の評価代理人としますか？

- 唯一の評価代理人となる旨の申し出
- 他方当事者が唯一の評価代理人となることの要請

8. 評価算出日所在地

新CSAでは、「評価日」は、各合致当事者の「評価算出日所在地」（ここで指定することもできます。）に基づき決定されます。評価算出日所在地が指定されていない場合、交付当事者のPCA 本人の評価算出日所在地は、当該PCA 本人がプロトコル対象契約またはプロトコル・マスター契約の下で通知を受領する都市になります。

本質問に回答する際には、以下に指定するか、PCA 本人回答表の関連する行の列 21 に、当該都市、地域または国の名称を記入（明確でない場合には当該国名も記入）してください。

評価算出日所在地をどこに指定しますか？

9. カストディアンの情報

以下または PCA 本人回答表の列 22 に、新 CSA に関する PCA 本人の「カストディアン (VM)」を示してください。

10. 利息の調整

新 CSA について、プロトコルは「利息の引渡」が適用され、各当事者がその合致した質問書において「利息の調整」を選択しない限り、「利息の調整」の適用はない旨を定めています。

留意点：利息の引渡が適用されるという既定の指定は、合致当事者の双方がその合致した質問書で選択した場合にのみ利息の調整が適用されるという条件に変更されます。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 23 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA について（「利息の引渡」ではなく）「利息の調整」の適用を希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、交付当事者が、当該新 CSA について「利息の調整」が適用されることを希望しない旨を示すこととなります。

利息の調整を適用しますか？

- はい
 いいえ

11. マイナス金利

新 CSA 方式を利用する合致当事者の双方が、(ISDA2014 年担保物マイナス金利プロトコルの利用等を通じて) 予め対象マスター契約に関連するその他の CSA においてマイナス金利の規定を適用することに合意していた場合、当該対象マスター契約に関連する新 CSA では、マイナス金利の選択が適用となります。

新 CSA 方式を利用する合致当事者の双方が、対象マスター契約に関連するその他の CSA においてマイナス金利の規定を適用することに合意していない場合、

各交換当事者が下記で「はい」と回答しない限り、該当する新 CSA においてマイナス金利の選択は適用されません。

留意点：プロトコル第4条(b)項(vi)号に基づき、合意方式が新 CSA 方式の場合において、交付当事者が以下で「はい」を選択し、受領当事者がその対応する質問書で「はい」を選択しない場合、その質問書は合致した質問書とはみなされず、両当事者は、その質問書を修正し、プロトコルの規定を反映するために相互に再交付してください。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 24 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA で「マイナス金利」の選択を希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、（他で既に適用となっていない場合）交付当事者が、マイナス金利の選択の適用を希望しない旨を示すこととなります。

マイナス金利の選択を希望しますか？

- はい
- いいえ

1 2. 日次複利計算

新 CSA では、「利息金額 (VM)」の定義に関して、各当事者がその合致した質問書で「日次複利計算」を選択しない限り、プロトコルでは「日次複利計算」の適用がない旨を定めています。

留意点：日次複利計算の非適用という既定の指定は、合致当事者の双方がその合致した質問書で選択した場合にのみ日次複利計算が適用されるという条件に変更されます。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 25 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA において「日次複利計算」の適用を希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、交付当事者が、関連する新 CSA において「日次複利計算」の適用を希望しない旨を示すこととなります。

日次複利計算を適用しますか？

- はい
- いいえ

1 3. 請求および通知

以下に、交付 PCA 本人の請求、指定および通知のための連絡先を記入してください。

該当連する新 CSA に基づく全ての請求、指定および通知は、本書で他に指定されない限り、該当するプロトコル対象契約またはプロトコル・マスター契約の通知条項に基づいて行われます。

名称: _____

住所: _____

電話: _____

ファックス: _____

電子メール: _____

1 4. 引渡のための連絡先

以下に、交付 PCA 本人の「引渡」（該当する新 CSA で使用されている用語と同じ）のための連絡先を記入してください。

名称: _____

住所: _____

電話: _____

ファックス: _____

電子メール: _____

第 12 部 担保物拡大条件；前提条件 — ニューヨーク州法版および日本法版の新 CSA のみ

第 12 部は、第 3 部でプロトコル・マスター契約を締結すること、または第 4 部で一または複数の交付 PCA 本人を代理して「新 CSA 方式」を利用することを選択し、かつ、当該選択により、ニューヨーク州法版または日本法版の新 CSA を作成する交付当事者が回答してください。第 12 部はその他の者は回答する必要はありません。

1. 担保物拡大条件 — 担保の差替の同意

本質問は、交付当事者が、第 11 部の質問 2 または質問 3 で、追加的な通貨または公的債務を適格担保 (VM) として追加することを選択した場合に回答してください。

新 CSA に通貨または公的債務を適格担保 (VM) として追加する場合、様々な目的のために、担保物が差替を要請される都度、同意が要件となることを定めておくことが重要となります。したがって、プロトコルは、各交付当事者が、質問 2 または質問 3 に基づいて適格担保 (VM) を追加する合意場合、新 CSA に同意条項を追加することについて合意していることを前提条件にできるとしています。

新 CSA では、合致当事者の双方が、その合致した質問書で追加的な通貨または公的債務証券を適格担保 (VM) として追加する旨を指定した場合、かかる担保物の種類は、(i) いずれの当事者も「差替に関する同意を要件としますか？」において「はい」と回答しなかった場合、あるいは、(ii) 両当事者が「差替に関する同意を要件としますか？」において「はい」と回答した場合においてのみ、適格担保 (VM) として追加されます（「担保物拡大条件」）。**留意点：担保物拡大条件が充足されない場合、質問 2 または質問 3 への回答にかかわらず、基準通貨以外の適格担保 (VM) が新 CSA に追加されることはありません。**

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 28 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA の第 4 条(d)項に基づく差替について質権設定者（別紙 NY-NEW の場合）または義務者（別紙 J-NEW の場合）が担保権者（別紙 NY-NEW の場合）または権利者（別紙 J-NEW の場合）の同意を得る必要があるとする合意を、当該新 CSA に適格担保 (VM) の種類を追加する条件とすることを希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合、交付当事者が、差替に関する同意を要件とせずに該当する担保物の種類を追加することを希望する旨を示すこととなります。

差替に関する同意を要件としますか？

- はい
- いいえ

2. 前提条件

新 CSA のニューヨーク州法版または日本法版の第 4 条(a)項の規定（前提条件）は、合致当事者の双方が第 4 条(a)項を適用しないことについて合意していない限り、既定のものとして適用されます。合致当事者の双方がその合致した質問書で第 4 条(a)項を適用しないこととしたい旨を示した場合、第 4 条(a)項は適用されません。

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 29 に記入してください。「適用なし」と指定した場合、交付当事者が、該当する新 CSA の第 4 条(a)項を適用しないことを希望する旨を示します。「適用」と指定するか無回答である場合、交付当事者が、当該新 CSA の第 4 条(a)項が適用されることを希望する旨を示すこととなります。

第 4 条(a)項を適用なしとしますか？

- 適用なし
- 適用

第13部 現金引渡のための添付書類 - ニューヨーク州法版 CSA のみ

第13部は、第3部でプロトコル・マスター契約を締結すること、または第4部で一または複数の交付 PCA 本人を代理して「新 CSA 方式」を利用することを選択し、かつ、当該選択により、ニューヨーク州法版の新 CSA を作成することとなる交付当事者が回答してください。第13部はその他の者は回答する必要はありません。

両当事者が、(i)現金の形式の適格担保 (VM) が、適格担保物 (VM) ではなくその他の適格担保 (VM) を構成し、(ii)新 CSA の第3条(a)項に基づく質権設定者から質権者に対する現金の引渡に関する質権設定者と質権者の間の関係が、(新 CSA 第2条に基づく担保の差し入れおよび担保権の付与の関係ではなく) 債権者と債務者の関係であることを合意するためには、合致当事者の双方は、以下で現金引渡のための添付書類の適用を選択してください。現金引渡のための添付書類は、ISDA 2015 年オンタリオ州法担保意見書の添付 G の内容に基づきます。

留意点：いずれかの当事者が以下で現金引渡のための添付書類の適用を選択しなかった場合、現金引渡のための添付書類は該当する新 CSA に適用されません。但し、該当する対象マスター契約の準拠法がカナダのいずれかの州の法である場合を除きます(その場合、現金引渡のための添付書類は新 CSA に自動的に適用されます。)

本質問に回答する際には、下記のボックスにチェックするか、PCA 本人回答表の列 30 に記入してください。「はい」と回答した場合、交付当事者が、該当する新 CSA に現金引渡のための添付書類の適用を希望する旨を示します。「いいえ」と回答するか無回答である場合は、交付当事者が、当該新 CSA に現金引渡のための添付書類が適用されることを希望しない旨を示すこととなります。

現金引渡のための添付書類を適用しますか？

- はい
- いいえ

本質問書に回答することにより、署名者は PCA 本人または指定された PCA 本人の PCA 代理人として、(i)本質問書において提供したすべての情報はあらゆる重要な点で本質問書の日付において真正、正確、かつ完全であり、本質問書が交付された各取引相手方はこれに依拠できることを表明し、かつ、(ii)本書で行った選択に拘束されることに合意します。

[PCA 本人または PCA 代理人の正式名称を挿入]¹

署名: _____
氏名:
役職:
日付:

¹ 一または複数の PCA 本人のために行為する PCA 代理人である場合には、署名欄に次の文言を挿入してください。「PCA 本人回答表の列 1 に列挙された顧客、投資家、ファンド、口座および/またはその他の本人のために行為する」